

乙訓福祉施設事務組合人事行政の運営等の状況

本組合における人事行政の公平性、透明性を高めるため、「乙訓福祉施設事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任 免・給与・勤務条件・サービスの状況などを公表します。

①職員の任免および職員数に関する状況

1 職員の採用・退職

(平成27年4月2日から平成28年4月1日)

区分	退職(人)	採用(人)
事務職	1	1
指導員	0	0
相談員	0	0
合計	1	1

2 退職事由

(平成27年4月1日から平成28年3月31日)

区分	定年	勸奨	普通	その他 出向など	合計
人数(人)	0	0	1	0	1

3 再任用の状況

(平成27年4月1日から平成28年4月1日)

区分	人数(人)
平成27年4月1日在職者数	1
平成28年4月1日在職者数	1

4 年齢別職員数(平成28年4月1日)

年齢	20歳 未満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳
職員数(人)	0	1	2	6	8	2
年齢	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	合計
職員数(人)	1	2	0	4	4	30

5 職員数の推移

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去5年間の 増減数(率)
職員数(人)	27	27	29	30	30	30	3 (11.1%)

6 級別職員数の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査 主事	係長 総括主査 主任	課長補佐 施設長補佐	次長 課長 施設長 主幹	局長	
職員数	1	4	5	13	2	4	1	30
構成比 (%)	3.3	13.3	16.7	43.4	6.7	13.3	3.3	100

(注)一般職の職員数です。

②職員の給与等のあらまし

組合職員の給与は、国家公務員等に準じ「条例」に基づき支給されています。なお、ここでお知らせする給与などは、税金や社会保険料を控除する前の額で、手取り額ではありません。

職員数(A)	給与費				一人当たりの給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	(B/A)
31人	102,315千円	20,956千円	42,977千円	166,248千円	5,362千円

(注)
 1 職員数は、27年4月1日現在の人数(再任用職員を含む)にかかる金額です。
 2 職員手当には、退職手当、児童手当を含みません。

2 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成28年4月1日現在)

	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	306240円	38.8歳

3 職員の初任給の状況

(平成28年4月1日現在)

区分	組合	国
一般行政職	大学卒	178,900円
	高校卒	150,900円
		176,700円
		144,600円

4 職員手当の状況

(28年4月1日現在)

区分	内容	
扶養手当	配偶者	13,000 円
	配偶者以外の扶養親族	6,500 円
	配偶者がいない場合 一人目	11,000 円
	満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子	一人につき5,000 円
	国の制度と異なる内容	なし
住居手当	借家	家賃12,000円を超える者に支給(限度額29,000円)
	持家	世帯主職員 1,300円
	国の制度と異なる内容	持家
通勤手当	■交通機関利用者 ・ 運賃額 55,000円以下 ・ 運賃額 55,000円を超える	全額支給 限度額 55,000 円
	■交通用具使用者 ・ 2km以上4km未満 ・ 4km以上	4,000 円 2km増すごとに900円加算 限度額24,500 円

地域手当	支給対象地域			全域	
	支給率			6 %	
	支給対象職員			30 人	
	国の制度			—	
	支給一人あたりの平均支給年額(27年度決算)			208,256 円	
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合			0 %	
	支給職員一人当たり支給年額			0 円	
	手当の種類			なし	
時間外勤務手当	27年度	支給総額(決算)		4,554 千円	
		職員一人あたり平均支給年額		151 千円	
	26年度	支給総額(決算)		4,217 千円	
		職員一人あたり平均支給年額		140 千円	
区分	組 合			国	
期末手当 勤勉手当	支給率	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月分	0.8月分	組合と同じ	
	12月期	1.375月分	0.8月分		
	合計	2.6月分	1.6月分		
	役職上の段階、職務の級等による加算措置				
区分	組 合			国	
退職手当	支給率	自己都合	応募・定年	自己都合	応募・定年
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	組合と同じ	
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
	勤続35年	41.325月分	49.59月分		
	最高限度額	49.59月分	49.59月分		
	その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 2～20%加算		定年前早期退職者特例措置 2～45%加算	

5 特別職の報酬等の状況(28年4月1日現在)

区分		給料月額等
給料	管理者	11,000 円
	副管理者	9,000 円
報酬	議長	10,000 円
	副議長	8,000 円
	議員	7,000 円

③職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (平成27年度)

1 職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分～ 午後5時15分	午後0時～午後1時

2 年次有給休暇の取得状況

区分	日数(日)	取得率 (%)
年間平均取得日数	9.2	46.2

(注)平成27年中の全期間在職した一般職員の状況です。取得率を算出するための付与日数には前年繰越分を除いています。

④職員の分限及び懲戒処分の状況(平成27年度)

1 分限処分の状況

該当ありません。

2 懲戒処分の状況

該当ありません。

⑤職員のサービスの状況

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力をあげてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治行為の制限、営利企業等への従事制限などの義務が課されているところです。

本組合では、これらのサービス規律の確保を徹底するため、毎年、通達等により綱紀の保持および公務員倫理の確立を図っています。

⑥職員研修の状況(27年度実施)

地方公務員は、公務能率の増進の観点から、職員に対して研修を受ける機会を与えることを任命権者に義務付けています。乙訓福祉施設事務組合においては、以下のとおり研修を実施しました。

(総務課扱い)

区分	内 容	参加人数(人)
派遣研修	京都府市町村振興協会	14
	アメニティフォーラム	10
	その他研修機関等	1
	小計	25
集合研修	職場のメンタルヘルス研修(管理監督職員対象)	16
	職場のメンタルヘルス研修(上記職員以外)	25
	小計	31
合計		56

⑦職員の福祉および利益の保護の状況(平成27年度)

1 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

種類	受診者数(人)
職員定期健康診断・人間ドック ※常勤全職員及び非常勤職員の一部対象)	42
特殊健康診断(指導員対象)	17

2 公務災害の状況

通勤災害(件)	公務災害(件)
0	0

3 職員の福利厚生事業

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保険、元気回復その他厚生に関する計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。本組合では、組合独自の職員互助会を設置し、職員の互助共済及び相互の親睦と福利増進を図っています。また、一般財団法人京都市府市町村職員厚生会に加入することにより、スケールメリットを生かした文化・スポーツ・レクリエーション活動等へ参加し、職員の元気回復を図り、公務能率の向上に努めています。

4 公平委員会に関する事項

勤務条件に関する職員からの措置の要求	0	件
不利益処分に関する職員からの不服申し立て	0	件